

奈良県告示第四百十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により、次のとおり医療機関の指定をした。

令和八年三月十七日

奈良県知事 山下 真

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
まつおかクリニック	橿原市新賀町二三七―一 フクダ 不動産八木ビル三階三〇三号	令和八年一月一日
医療法人一尚会いちメンタル クリニック奈良橿原	橿原市内膳町五丁目二番四〇号 FACEビル三階	令和八年一月一日
おひさま薬局	生駒市山崎町四―五 NDAビル 一階	令和八年一月一日
はじめ歯科医院	橿原市一町三五七番地三	令和八年二月一日